

2026年4月10日

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見

2026年3月13日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

意見提出の背景・趣旨

- 今般の銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等（以下「本改正案」という。）は、「地域金融力強化プラン」（2025年12月19日金融庁公表）および関係業界団体からの規制緩和要望ならびに新リース会計基準（2024年9月13日企業会計基準委員会公表）の適用等を踏まえたものと理解している。
- 今般の改正内容は、以下「1.」～「5.」等とされており、当協会の会員およびその子会社等は、関連する業務を行う場合には、これら改正の影響を受ける可能性がある。
  1. 投資専門会社の投資対象拡充：投資専門会社の株式会社以外への資金供給を許容、ベンチャービジネス会社へのクロスオーバー投資（非上場会社が上場した後も継続して資金供給すること）を許容、事業承継会社については上場企業であっても資金供給を許容。
  2. 投資専門会社の業務範囲拡充：投資専門会社の業務範囲にM&A仲介業務を追加。
  3. 銀行等グループに属するリース会社に係る収入依存度規制の撤廃：リース子会社のファイナンス・リースに係る収入依存度規制を撤廃。
  4. ロートレーディングの特定取引取扱いの明確化：ロートレーディング（貸付債権の売買）を銀行法施行規則等の特定取引として位置付け。
  5. 地域活性化事業会社の要件明確化および手続きの簡略化
- このため、本改正案に関して、趣旨の明確化が必要な事項について確認するため、以下の意見等を提出する。

No.	該当箇所	意見等
1	銀行法施行規則第17条の3第2項第十一号 平成十年金融監督庁・大蔵省告示第九号第2条第七号	銀行子会社等のリース業務については、現行規制上、銀行法第10条第2項第十八号に掲げる業務だけでなく、同号に該当しないファイナンスリースやオペレーティングリース業務、改正前の平成10年金融監督庁・大蔵省告示第九号第3条第七号に掲げる業務等も認められている一方で、銀行法第10条第2項第十八号に掲げる業務が「金融庁長官が定める基準により主として」行われる必要があり、当該基準として改正前の同告示第2条（いわゆる収入依存度規制）が定められていると理解している。 今般の改正は、銀行法第10条第2項第十八号に掲げる業務を併せ営むこと、つまり銀行法第10条第2項第十八号に掲げる業務が全く営まれないことは認めないことを前提に、現行において銀行子会社等が営むことが認められているリース業務を引き続き営むことができるものとしたうえで、この収入依存度規制を撤廃するものとの理解でよいか。 また、今般の銀行法施行規則第17条の3第2項第十一号の改正にかかわらず、改正後の平成10年金融監督庁・大蔵省告示第九号第2条第七号の解釈は改正前の同告示第3条第七号の解釈と変わらないとの理解でよいか。

2	主要行等向けの 総合的な監督指 針 Ⅴ－３－３（注 ４）、 中小・地域金融機 関向けの総合的な 監督指針 Ⅲ－４－７（注 ７）	地域経済の活性化に資する事業活動を行っている、またはそれを目的としている ①再生可能エネルギー等の脱炭素技術に取り組むGX関連会社や、 ②電力・ガス・石油等のエネルギー関連会社 については、地域活性化事業会社に該当するという理解でよいか。
---	--	--

以 上